

二員 税金 一 諸 税 三〇〇 四〇 二六〇 六五 六五	一 補助費 一 教育費補助 二 勸業費補助 三 軍事費補助 四 地方自治費補助 五 社會事業費補助 六 衛生費補助 七 消防費補助 八 警察費補助 九 其他費補助 一〇 補助費 一三 一〇〇 一三 一〇〇 二〇 一〇〇 一〇 一〇〇 六〇 〇 八五 〇〇 一〇 〇〇 五〇 〇〇 一三 四 一三 八六六 六〇	一 諸 税 三〇〇 四〇 二六〇 六五 六五
二員 税金 一 諸 税 三〇〇 四〇 二六〇 六五 六五	一 補助費 一 教育費補助 二 勸業費補助 三 軍事費補助 四 地方自治費補助 五 社會事業費補助 六 衛生費補助 七 消防費補助 八 警察費補助 九 其他費補助 一〇 補助費 一三 一〇〇 一三 一〇〇 二〇 一〇〇 一〇 一〇〇 六〇 〇 八五 〇〇 一〇 〇〇 五〇 〇〇 一三 四 一三 八六六 六〇	一 諸 税 三〇〇 四〇 二六〇 六五 六五

歳出合計

二四九三六七

一三二八七六

一三二七五二

昭和二十二年二月二十五日提出

東京都西多摩郡福生町長代理加藤市藏

議案第四號

一時借入金の件

當町昭和二十一年度歳入歳出豫算の町税徴収期迫歳出
金に不足を生じた場合、金十萬圓を限度として日歩或
錢五厘の利子を以て左記金融機關より一時借入金をする
ものとする

昭和二十二年二月二十五日提出

福生町長代理助役 加藤市藏

記

株式会社埼玉銀行福生支店

福生町農業會

議案第五號

歲計現金並蓄積金預入銀行に關する件

昭和三十一年度福生町歲計現金並蓄積金は左記金融機關に
預入するものとする

昭和三十一年二月二十五日提出

福生町長代理助役 加藤市藏

記

株式會社 埼玉銀行福生支店
福生町農業會

議案第六號

昭和三十一年度東京都西多摩郡福生町
歳入歳出豫算流用議案

昭和三十一年度福生町歳入歳出豫算の流用に就いては事
情止むを得ざる支出を要して豫算に不足を生じた場合は款
内各項目に限り町長に於て相互流用支出を得るものとす

昭和三十一年二月二十五日提出

福生町長代理助役 加藤市藏

議案第七號

寄附受領の件

昭和二十二年度に於ける寄附額出について金額又は
價格壹千圓以下の場合に町長限り隨時受領すること
を得るものとする

昭和二十二年二月十五日提出

福生町長代理助役 加藤市藏

議案第八號

福生町有給吏員年功加俸條例廢止關する件

昭和拾七年四月制定福生町有給吏員年功加俸條例は
次のやうに廢止するものとす

昭和二十二年二月二十五日提出

福生町長代理助役 加藤市藏

條例第

號

福生町有給吏員年功加俸條例は之を廢止する

附 則

本條例は昭和二十一年七月一日から之を施行する

提案理由

昭和二十一年七月より吏員の給与の全面的改正に依り従来支給される長年功加俸は本俸に繰入れられて不
必要となつたものである

議案第九號

福生町税及其賦課徴收條例の一部を左の如く改正するものとする

昭和二十二年二月二十五日 提出

福生町長代理助役 加藤市藏

條例第九號

福生町税及其賦課徴收條例の別表の一部を左の如く改める

独立税

荷車税

- 一 荷積牛馬車荷台の平方尺積十八坪以上のもの 一百三十円
- 二 荷積牛馬車荷台の平方尺積十八坪以上のもの 一百一十円
- 三 荷積大車荷台の平方尺積十四坪以上のものは 一百八円とあるを
- 一 荷積牛馬車荷台の平方尺積十八坪を超ゆるもの 一百四十円
- 十八坪未満のもの 一百六十円

一荷積大車 一台 三十円
一荷積小車 一台 二十円

白轉車税 「一輛に十円」

とあるを

「一輛に十円」に

犬 税 「一頭に十円」

とあるを

「一頭に十円」に

金庫税 「十立方粉に十円」

とあるを

「十立方粉に十円」に改め

附則

本條例は昭和三十三年四月一日から之を施行する

議案第十號

福生町手数料條例中一部改正件

福生町手数料條例の一部を次のやうに改正する

昭和三十三年二月二十五日提呈

福生町長代理助成 加藤市藏

條例第十號

記

第二條第三條第四條中「金壹円」とあるを「金貳円」と改める

附則

本條例は昭和三十三年四月一日から之を施行する

福生町會會議規則

第一章 町會の成立及び開會

第一條 議員は招集の告示に指定された期日において會議室に集合し、
町會が成立したときは議長が開會を宣告するものとす

第二章 会期及びその延長

第三條 定例会の会期は五日以内とし議長が之を定める

第四條 議長は開會の際議長は会期を告知しなけれ
ば臨時會の会期は議長が之を定め臨時會の議長は告知しなけれ

第五條 会期内に議案の審議を終了するときは其の他特別の必要があるときは議長

第六條 議長は会期を延長するときは直ちに之を議員に告知しなけれ
ば臨時會の議長は之を延長するときは直ちに之を議長に告知しなけれ

第七條 第三條乃至第五條の規定により会期を延長したときは議長は直ちに之を町長に通知
しなけれはならない

第三章 開會

第七條
第八條

町会、府会、場合において議案又は建議で議決に至らないものは、後会に継続しない。
町会、府会、議案が之を宣言する。

第四章 議事

第九條

会議は午前九時に始まり午後四時に終る。

第十條

但し、異議があるときは議長が之を定める。

第十一條

議長は、出席を以て定め、出席の初に於て之を定める。

第十二條

議長は、出席を以て定め、出席の初に於て之を定める。

第十三條

議長は、出席を以て定め、出席の初に於て之を定める。

第十四條

議長は、出席を以て定め、出席の初に於て之を定める。

第十五條

議長は、出席を以て定め、出席の初に於て之を定める。

第十六條

議長は、出席を以て定め、出席の初に於て之を定める。

福生町會會議規則